

非常勤職員について

省庁名	職名	事務補助員	技術補助員	技能職員	労務職員	医療職員	教育職員	専門職員	統計調査員	観測監視等員	委員顧問 参与等職員	その他の職員	合計
会計検査院		-	-	-	-	1	-	-	-	-	6	6	13
人事院		44	-	1	2	-	-	-	-	-	288	-	335
内閣		84	-	9	66	-	-	55	-	-	91	-	305
内閣法制局		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
内閣府		486	-	27	38	13	-	152	356	-	1,291	-	2,363
宮内庁		119	-	9	8	6	-	31	-	-	-	7	180
公正取引委員会		29	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	33
警察庁		-	-	-	26	5	-	-	-	1,155	43	-	1,229
防衛施設庁		-	-	-	-	-	-	-	-	-	78	1	79
金融庁		37	-	-	-	1	-	33	-	-	274	-	345
総務省		223	-	3	2	2	-	58	-	-	569	-	857
法務省		2,159	116	689	139	255	123	7	-	-	720	48,629	52,837
外務省		157	-	-	-	6	-	-	-	-	56	86	305
財務省		6,148	-	9	392	212	-	65	-	-	696	11	7,533
文部科学省		300	-	5	-	7	32	290	-	-	1,393	105	2,132
厚生労働省		4,780	281	138	68	3,441	8	266	444	-	9,206	29,567	48,199
農林水産省		1,370	736	221	75	39	-	18	7,156	-	696	-	10,311
経済産業省		1,091	-	4	16	65	-	429	202	6	2,324	-	4,137
国土交通省		3,999	234	473	139	447	-	20	1,106	3,272	1,448	2,031	13,169
環境省		186	1	-	1	-	-	-	-	-	601	8	797
合計		21,214	1,368	1,588	972	4,502	163	1,426	9,264	4,433	19,780	80,451	145,161

〔一般職国家公務員在職状況統計（平成17年7月1日現在）：総務省〕

(注) 再任用短時間勤務職員を除く。

その他の職員の大部分は保護司（法務省）、職業相談員（厚労省）である。

常勤職員と非常勤職員との比較（概要）

	常勤職員（非現業）	非常勤職員
採用	競争試験又は選考	競争試験又は選考によらず採用できる
勤務時間	原則として1日8時間、1週間40時間	日々雇用職員は1日8時間以内 その他の者は常勤職員の1週間の勤務時間の3/4以内
給与	一般職給与法による	委員、顧問等には、勤務1日につき一般職給与法第22条第1項に定める額（35,300円、特別の事情がある場合には100,000円）以下の手当を支給 その他の者には、常勤職員との権衡を考慮して予算の範囲内で支給
分限	国公法第75条～第81条の6の規定による	次を除き左に同じ ・定年退職に関する規定は適用除外
懲戒	国公法第82条～第85条の規定による	左に同じ
行政措置要求	国公法第86条～第88条の規定による	左に同じ
不利益処分の審査	国公法第89条～第92条の2の規定による	左に同じ

	常勤職員（非現業）	非常勤職員
服務 争議行為禁止 政治的行為制限 私企業からの隔離等	国公法第96条～第106条の規定による	次を除き左に同じ ・ 服務の宣誓、 営利企業の役員等との兼業、 営利企業への就職、 兼業、 株式所有、 に関する規定は適用除外 ・ 委員、 顧問等は、 政治的行為制限に関する規定も適用除外
休暇	勤務時間法第16条の規定、 規則15-14等による	人事院の定める要件を満たす者に対して人事院の定める日数の年次休暇が与えられる
職員団体	国公法第108条の2～第108条の7の規定による	左に同じ
退職手当	退職手当法による	常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて12月（当分の間は6月）を超えるに至ったもので、 その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものには適用される
年金	共済組合法による	厚生年金保険法又は国民年金法による
医療保険	共済組合法による	健康保険法又は国民健康保険法による

再任用短時間勤務職員を除く。

都道府県、政令指定都市及び市町村等の臨時・非常勤職員数

未定稿

単位(人)

職種	都道府県	政令指定都市	市町村等	合計
一般事務職員	27,711	9,562	75,042	112,315
技術職員	2,911	476	3,760	7,147
医師	4,090	1,450	4,415	9,955
医療技術員	1,812	438	4,966	7,216
看護師等	4,417	1,342	15,553	21,312
保育士等	1,508	4,761	71,992	78,261
ホームヘルパー	30	47	1,242	1,319
給食調理員	1,900	1,639	31,774	35,313
技能労務職員	10,565	6,030	41,331	57,926
教員・講師	27,532	2,768	16,230	46,530
その他	17,375	6,603	54,568	78,546
合計	99,851	35,116	320,873	455,840

(注1) 平成17年4月1日現在において、(注2)の条件に該当する職員の調査を行ったもの。
なお、臨時・非常勤職員の勤務の実態や職種は多様であり、団体により捉え方も様々である。このため、本調査の数値については、その精度に限界があり、ある程度幅を持って考えられることを前提としている。

(注2) 調査対象職員は、全地方公共団体の臨時・非常勤職員(いわゆる任期付短時間勤務職員など一定の職員を除く)で、任用期間が6月以上又は6月以上となることが明らかかつ、1週間当たりの勤務時間が20時間以上の職員である。

(注3) 「市町村等」には、特別区及び一部事務組合等が含まれる。

(注4) 「その他」の職員は、館長、相談員、指導員、調査員等である。